

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
統計法施行令	別表第1の10の項	水産行政に必要な漁業の基礎的事項を明らかにすることを目的とする基幹統計に関する事務の処理	市町村	都	10の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における10の項第4欄(市町村長が行う事務)第2号から第5号まで及び第14号(同欄第2号から第5号までに係る部分に限る。)に掲げる事務については、東京都知事が行うものとされている
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第2条第3項	法律の一部準用の厚生労働大臣への報告	その他(保健所設置市)	都	東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」により都が実施
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第3条第1項	狂犬病予防員の任命	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第2項(第18条第2項で準用する場合を含む。)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第5項(第18条第2項で準用する場合を含む。)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第10項(第14条第2項・第18条第2項で準用する場合を含む。)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第10条	狂犬病発生時の公示及び犬のけい留命令	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第13条	狂犬病発生時の犬の一せい検診及び予防注射	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第14条第1項	犬等の病性鑑定のための措置	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第15条	犬の移動の制限	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定による読み替えて適用される第16条	狂犬病発生時の交通の遮断又は制限	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第17条	狂犬病発生時の犬の集合施設の禁止	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第18条第1項	狂犬病発生時のけい留されていない犬の抑留	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第18条の2第1項	狂犬病発生時のけい留されていない犬の薬殺	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第19条	厚生労働大臣の指示の受付	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第21条	抑留場の設置	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第23条	費用の負担	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第7条第1項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	その他(保健所設置市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
狂犬病予防法施行令	第7条第3項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第7条第4項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第8条	法第18条の2の規定によりけい留されていない犬を薬殺する旨の周知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第1項	特定建築物の使用の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」により都が実施
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第2項	特定建築物に新たに該当する場合の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第3項	特定建築物に該当しなくなった場合の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第7条第4項	建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者に対する処分の厚生労働大臣に対する申出	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第11条	特定建築物所有者等に対する報告徴集、検査	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条	特定建築物の所有者等に対する改善命令等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第13条第2項	特定建築物に関する資料又は説明の要求	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第13条第3項	維持管理方法の改善等の勧告	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
と畜場法	第2条	適正確保のための必要な措置	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第1項	と畜場の設置の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第2項	と畜場の設置の許可に関する申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第3項	と畜場の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第5条第1項	と畜場の設置の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第5条第2項	許可を受けたと畜場に対する制限	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第7条第6項	衛生管理者に関する届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第8条	衛生管理者の解任の命令	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第10条第2項(7条6項・7項を準用)	作業衛生責任者への準用	その他 (保健 所設置 市)	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
と畜場法	第12条第1項	と畜場使用料等の認可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第13条第1項	例外的なとさつの届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第13条第3項	例外的なとさつ等に対する指示	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第1項	とさつの検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第2項	解体の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第3項	解体の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第4項	例外的なとさつ等への準用	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第5項	特定疾病の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第16条	とさつ解体の禁止等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第17条第1項	報告の徴収等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第18条第1項	と畜場の設置の許可の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第18条第2項	とさつ等の停止命令	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第19条第1項	と畜検査員の任命	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第19条第2項	と畜検査員の事務	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第20条	厚生労働大臣からの調査の要請 等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第4条	例外的なとさつの許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第5条第1項	例外的な牛の皮等の持出しの許 可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第6条第4項	厚生労働大臣が行うこととされて いる確認検査の代理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第7条	検査の申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第9条	検印の押捺	その他 (保健 所設置 市)	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
牛海綿状脳症対策 特別措置法	第3条	牛海綿状脳症の発生等が確認され た場合に必要措置を行うこと	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策 特別措置法	第7条第1項	と畜場における牛海綿状脳症に 係る検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策 特別措置法	第7条第2項	牛の特定部位の焼却の例外的 許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策 特別措置法	第10条第2項	協力依頼	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策 特別措置法	第12条	調査研究体制の整備等	その他 (保健 所設置 市)	都	
水道法	すべて(第32条、第 33条第1・3・5項、第 34条第1項により読 み替えて準用される 第13条第1項・第24 条の3第2項、第36 条第1～3項、第37 条、第39条第2・3項 を除く)	左記の条項に係る事務すべて	市町村	都	特別区に関する読替: 法第49条の規定により、特別区の存する 区域においては、法律中「市町村」とあるのは「都」と読替え
感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する法 律	第31条第2項	生活の用に供される水の使用制 限等	市町村	都	
感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する法 律	第57条第4号	市町村の支弁すべき費用	市町村	都	
食品衛生法	第28条第1項	営業を行う者等からの報告聴取 等	その他 (保健 所設置 市)	都	○東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関す る法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関す る政令」により都が実施。 ○卸売市場(花き市場を除く。)に係るものに限る。
食品衛生法	第28条第4項	登録検査機関への試験に関する 事務の委託	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第30条第2項	食品衛生監視員に対する監視指 導命令	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により 読み替えて適用され る第48条第8項	食品衛生管理者の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により 読み替えて適用され る第52条第1項	飲食店営業等を行う者に対する 許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により 読み替えて適用され る第52条第2項	飲食店営業等を行う者に対する 許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により 読み替えて適用され る第52条第3項	飲食店営業等を行う者に対する 許可への条件付加	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により 読み替えて適用され る第53条第2項	許可営業者の地位の承継の届 出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により 読み替えて適用され る第54条第1項	違反営業者等に対する廃棄命令 等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により 読み替えて適用され る第54条第2項	違反営業者等に対する廃棄命令 等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により 読み替えて適用され る第55条第1項	違反営業者に対する許可の取消 し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

別表第1-4(特別区の特例)

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第56条	違反営業者に対する改善命令等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
漁業センサス規則	第8条第2項	漁業センサス海面調査員に対する調査区の指定	市町村	都	
漁業センサス規則	第8条第3項	漁業センサス海面調査員の調査実施上の指導	市町村	都	
漁業センサス規則	第9条第1項	漁業センサス海面調査員証の交付	市町村	都	
漁業センサス規則	第12条第3項	調査客体候補者名簿の補正	市町村	都	
漁業センサス規則	第13条	調査区の設定	市町村	都	
漁業センサス規則	第14条第1項	調査客体名簿の作成	市町村	都	
漁業センサス規則	第14条第2項	調査客体名簿の補正	市町村	都	
漁業センサス規則	第15条第1項	調査票等の送付	市町村	都	
建築基準法	第3条第1項第3号	適用の除外	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
建築基準法	第3条第1項第4号	適用の除外	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第6条	建築確認申請の審査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第6条の2第10項	指定確認検査機関による確認審査報告書の受理及び建築基準関係規定への適合審査並びに不適合の通知、命令その他の措置の実施	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第6条の2第11項	指定確認検査機関による確認審査報告書の受理及び建築基準関係規定への適合審査並びに不適合の通知、命令その他の措置の実施	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第6条の2第12項	指定確認検査機関による確認審査報告書の受理及び建築基準関係規定への適合審査並びに不適合の通知、命令その他の措置の実施	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第7条	建築物に関する完了検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第7条の2第3項	指定確認検査機関による完了検査引き受けの通知の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

別表第1-4(特別区の特例)

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第7条の2第6項	指定確認検査機関による完了検査報告書の受理、建築基準関係規定に適合しない場合の命令その他必要な措置	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の2第7項	指定確認検査機関による完了検査報告書の受理、建築基準関係規定に適合しない場合の命令その他必要な措置	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の3第1項	建築物に関する中間検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の3第1項第2号	中間検査を実施すべき工程の指定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法	第7条の3第4項	建築物に関する中間検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の3第5項	建築物に関する中間検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の3第7項	建築物に関する中間検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の4第2項	指定確認検査機関による中間検査引き受けの通知の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の4第7項	国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査の際の、報告書の受理及び建築基準関係規定不適合の場合の命令その他必要な措置	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の6第1項第1号	検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第9条	違反建築物に対する措置	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第10条第1項	保安上危険な建築物等に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第10条第2項	保安上危険な建築物等に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第10条第3項	保安上危険な建築物等に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第11条	第三章の規定に適合しない建築物に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第12条	建築物、建築設備に関する定期報告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第18条第1項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第18条第2項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第18条第3項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第18条第4項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第18条第5項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第18条第6項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第18条第7項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第8項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第9項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第10項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第11項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第12項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第13項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第14項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第15項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第16項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第17項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第18条第18項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第19項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第20項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第21項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第22項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する是正措置に関する手続の特例、検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第23項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する是正措置に関する手続の特例、検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第22条	屋根の構造について、防火地域及び準防火地域以外の区域で国交大臣の認定を受けたもの等にしなければならない区域の指定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第42条第1項	都市計画審議会の議を経て道路の幅員を6メートルとする区域を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第43条	敷地等と道路との関係	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第44条(第9条第2項～第6項・第15項を準用)	道路内の建築制限	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第45条	私道の変更又は廃止の制限	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第46条	壁面線の指定、指定にあたっての意見の聴取等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第47条	壁面線による建築制限の例外についての許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第48条	用途地域等で制限される建築物の用途以外の建築物の建築(増改築等を含む)への対応(意見聴取、建築審査会へ同意を求め、許可等)	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置が都市計画決定されていない場合の敷地の位置の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第52条第1項	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(用途地域の指定のない区域等での容積率の指定、住宅用途を含む建築物の容積率の緩和等)	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第52条第8項	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(用途地域の指定のない区域等での容積率の指定、住宅用途を含む建築物の容積率の緩和等)	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第52条第2項	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(前面道路の幅員が12メートル未満の場合)	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第52条第10項	前面道路の特例の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第52条第11項	壁面線の特例の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第52条第14項	容積率の特例の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第52条第15項(第44条第2項を準用)	法第52条第10項・第11項・第14項の許可にあたっての建築審査会の同意を得ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第53条第1項	都市計画審議会の議を経て行う 用途地域の指定がない区域の 建ぺい率の設定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第53条第4項	建ぺい率の特例の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第53条第5項第3号	前各項に規定する建ぺい率の適 用除外建築物の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第53条第7項(第44 条第2項を準用)	法第53条第4項・第5項第3号の 許可にあつての建築審査会の 同意を得ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第53条の2第1項第3 号	建築物の敷地面積の最低限度 の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第53条の2第1項第4 号	建築物の敷地面積の最低限度 の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第53条の2第4項(第 44条第2項を準用)	法第53条の2第1項第3号・第4号 の許可にあつての建築審査会 の同意を得ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第55条第2項	第一種低層住居専用地域又は 第二種低層住居専用地域内に おける建築物の高さの限度	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第55条第3項	建築物の高さ制限の適用除外の 許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第55条第4項	法第55条第3項の許可にあつ ての建築審査会の同意を得るこ と	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第56条第1項第1号 二	都市計画審議会の議を経て行う 用途地域の指定がない区域内 の建築物に対する建築物の各部 分の高さの指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第56条第1項第2号・ 第2号イ	都市計画審議会の議を経て建築物の各部分の高さに関する第56条第1項の規定の例外を適用する区域の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第56条の2第1項	建築審査会の同意を経て行う日影による中高層の建築物の高さの制限の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第57条の2第1項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例に係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第57条の2第3項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定、公告、縦覧	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第57条の2第4項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定、公告、縦覧	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第57条の3第1項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定の取り消しに係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第57条の3第2項	指定の取消し、公告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第57条の3第3項	指定の取消し、公告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第57条の4第1項	建築審査会の同意を得て行う特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の例外的許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第59条第1項	建築審査会の同意を得て行う高度利用地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

別表第1-4(特別区の特例)

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第59条第4項	建築審査会の同意を得て行う高度利用地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第59条の2	総合設計の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第60条の2第1項第3号	建築審査会の同意を得て行う都市再生特別地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第67条の2第3項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における敷地面積の最低限度の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第67条の2第5項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における壁面位置制限の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第67条の2第9項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における間口率及び高さの制限の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第68条	建築審査会の同意を得て行う景観地区における高さ等の制限の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第68条の3	再開発等促進区等内の制限の緩和等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第68条の4	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第68条の5の2	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第68条の5の3第2項	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第68条の5の5	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第68条の7第1項	予定道路の指定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第68条の7第5項	建築審査会の同意を得て行う予定道路を前面道路とみなすことの許可	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第73条	建築協定の認可	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第74条	建築協定の変更	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第75条の2	建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第76条	建築協定の廃止	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第76条の3第2項	建築協定の設定の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第77条の31	指定確認検査機関への立入検査	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第77条の32	照会及び指示	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第84条	被災市街地における建築制限	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第85条第1項	非常災害時の仮設建築物に対 する制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第85条第3項	応急仮設建築物の存続の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第85条第4項	応急仮設建築物の存続の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第85条第5項	仮設建築物の建築許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第86条	一の敷地とみなすこと等による制 限の緩和認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第86条の2	公告認定対象区域内における一 敷地内認定建築物以外の建築 物の位置及び構造の認定等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第86条の5	一の敷地とみなすこと等の認定 又は許可の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第86条の6第2項	総合的設計による一団地の住宅 施設についての制限の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第86条の8	既存の一の建築物について二以 上の工事に分けて工事を行う場 合の制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第90条の2第1項	工事中の特殊建築物等に対する 措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第90条の3	工事中における安全上の措置等 に関する計画の届出	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第93条	許可又は確認に関する消防長等 の同意等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第93条の2	建築計画概要書の閲覧	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第94条	不服申立て	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第10条第4号ハ	法第6条の3第2項の規定の趣 旨により規則で規定を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第32条第1項第1号	衛生上特に支障がない(ある)と 認めて区域を規則で指定するこ と	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第32条第2項	地下浸透方式により汚物を処理 することとしても衛生上支障がな いと認めて区域を規則で指定す ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第42条第1項	地盤が軟弱な区域として国土交 通大臣の定める基準に基づいて 区域を規則で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第46条第4項	その地方における過去の風の記 録を考慮してしばしば強い風が 吹くと認めて区域を規則で指定 すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第86条第2項	多雪区域の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第86条第3項	垂直積雪量を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行令	第86条第4項	屋根形状係数を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第88条第2項	地盤が著しく軟弱な区域を規則 で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第91条第2項	設計基準強度の上限の数値を 規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第115条の2	周囲の状況により延焼防止上支 障がない建築物と認めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第130条の2の3第2 項	法第51条ただし書き許可を要し ない場合の基準となる増築、用 途変更の規模の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第130条の10第2項	法第55条第2項に規定する第一 種低層住居専用地域又は第二 種低層住居専用地域内における 高さの限度を12メートルとする建 築物の敷地面積を規則で定める こと	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第130条の12第5号	建築物の後退距離の算定の特 例のうちその地方の気候若しくは 風土の特殊性又は土地の状況 を考慮して建築物を規則で定め ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第131条の2第1項	前面道路とみなす道路が接する 街区の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第131条の2第2項	計画道路・予定道路に面する建 築物に係る当該計画道路等の前 面道路としての指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第131条の2第3項	壁面位置制限の限度に関し、安 全上、防災上及び衛生上支障が ないことの認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第135条の3第2項	北側の前面道路又は隣地との関 係についての建築物の高さを規 則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行令	第135条の4第2項	北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の高さを規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第135条の12第2項	日影による中高層の建築物の高さを規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第135条の16第3項	高層住居誘導地区等及び商業地域の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第135条の18第5号	容積率の算定に当たり建築物から除かれる部分を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第136条第3項	土地の状況に応じた敷地面積の規模を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第136条の12第1項 (第136条第2項を準用)	土地の状況に応じた一団地の面積の規模を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第144条の4	道に関する基準における例外的認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第1条の3第7項	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第2条の2第4項	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第3条第6項	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第3条の5第4項	確認審査報告書に添付する書類をファイル等で提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第4条第1項第2号	完了検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条第1項第5号	工事監理の状況を把握するため 特に必要があると認めた書類を 定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の7第4項	完了検査報告書に添付する書類 をファイル等で提出することの許 可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の8第1項第2号	中間検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の8第1項第4号	工事監理の状況を把握するため 特に必要があると認めた書類を 定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の11	特定工程の指定に関する公示	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第4条の14第4項	完了検査報告書に添付する書類 をファイル等で提出することの許 可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第1項	仮使用承認の申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第2項	増築等の工事の確認申請と仮使 用承認申請を同時にできないや むをえない事由があるということ を認めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第4項	仮使用承認の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の17	違反建築物の公告の方法を定め ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第5条第1項	建築物の定期報告の時期を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第5条第3項	建築物の定期報告の報告書等の様式について規則を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第5条第4項	建築物の定期報告に添付する書類について規則を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第6条第1項	建築設備等の定期報告の時期を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第6条第3項	建築設備等の定期報告の報告書等の様式について規則を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第6条第4項	建築設備等の定期報告に添付する書類について規則を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第1項	台帳への記載事項を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第3項	台帳をファイル等で提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第5項	台帳の保存期間を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第6項(第2条の2第4項を準用)	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第7項(第3条第6項を準用)	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第8条第8項(第4条第1項第2号を準用)	完了検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第8項(第4条第1項第5号を準用)	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第15項(第4条の16第1項を準用)	仮使用承認の申請の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第15項(第4条の16第2項を準用)	増築等の工事の確認申請と仮使用承認申請を同時にできないやむをえない事由があるということを認めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第15項(第4条の16第4項を準用)	仮使用承認の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第9条	道路の位置の指定の申請の提出先	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条	指定道路等の公告及び通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第1項	許可関係規定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第2項・第3項	許可関係規定の申請に対する許可等の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第4項	工作物許可関係規定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第5項(第2項・第3項を準用)	工作物許可関係規定の申請に対する許可等の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の4の2第1項	認定関係規定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の2第2 項・第3項	認定関係規定の申請に対する認 定等の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の4第1項	特例容積率の限度の指定の申 請書の提出先	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の4第1項 第4号	特例容積率の限度の指定の申 請に必要な図書又は書面を規則 で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の4第2 項・第3項	特例容積率の限度の指定の申 請に対する許可等の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の6	特例容積率の限度に係る公告の 方法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第1 項	特例容積率の限度の指定の取り 消しの申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第1項 第3号	特例容積率の限度の指定の取り 消しの申請に必要な図書又は書 面を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第2 項・第3項	特例容積率の限度の指定の取り 消しの申請に対する許可等の通 知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第1項	一の敷地とみなすこと等による制 限の緩和に係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第1項 第4号	一の敷地とみなすこと等による制 限の緩和に係る申請に必要な図 書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の16第2項	一敷地内認定建築物以外の建築物の認定に係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第2項第 3号	一敷地内認定建築物以外の建築物の認定に係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第3項	一敷地内認定建築物以外の建築物の許可に係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第3項第 3号	一敷地内認定建築物以外の建築物の許可に係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第4項・ 第5項	一敷地内認定建築物等に関する申請に対する通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の20	一の敷地と見なすこと等による制限の緩和の認定等に係る公告の方法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第1項	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取り消しの申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第1項第 3号	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取り消しに係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第2項・ 第3項	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取り消しに係る申請に対する通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の22(第10条 の20を準用)	認定の取り消しに係る公告の方法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の23第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定の申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の23第5項・第6項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定申請に必要な図書等を規則で定めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の23第8項・第9項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定に係る申請に対する通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の24第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定の変更の申請の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の24第2項（第10条の23第8項・第9項を準用）	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定の変更に係る申請に対する通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の2第1項	安全上の措置等に関する計画届（変更を含む）の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の3第1項	磁気ディスク等による手続を認める区域と磁気ディスクによる場合の方法を定めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の4第2項	建築概要計画書等を閲覧に供すること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の4第3項	建築概要計画書等の閲覧に関する規程を定め告示すること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第1項	特別特定建築物に係る基準適合命令等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第2項	国等の特別特定建築物に係る基準適合措置の要請	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第3項	建物移動円滑化基準に適合させるために必要な措置に対する指導及び助言	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

別表第1-4（特別区の特例）

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第16条第3項	特定建築物の建築主等の努力義務等 (建築主への指導及び助言)	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第1項	法に規定する建築物移動等円滑化誘導基準適合認定事務	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第3項	法に規定する建築物移動等円滑化誘導基準適合認定事務	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第4項	特定建築物の建築等の計画が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第5項	特定建築物の建築等の計画が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第18条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更にかかる認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第21条	認定建築主等に対する改善命令	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第23条第1項	既存の特定建築物に設けるエレベーターが防火上及び避難上支障がない旨の認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第23条第2項(建築基準法第93条を準用)	既存の特定建築物に設けるエレベーターが防火上及び避難上支障がない旨の認定を行う際の消防長等の同意を得ること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第53条第3項	報告及び立入検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第53条第4項	報告及び立入検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	第10条第1項	特定建築物の建築等及び維持保全の計画を認定した旨の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	第10条第2項	特定建築物の建築等及び維持保全の計画を認定した旨の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第53条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
都市の低炭素化の促進に関する法律	第54条	低炭素建築物新築等計画の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第55条	低炭素建築物新築等計画の変更	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第56条	低炭素建築物新築等計画の状況の報告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第57条	改善命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第58条	低炭素建築物新築等計画の取消	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第59条	認定建築主への助言及び指導	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	第43条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市の低炭素化の促進に関する法律 施行規則	第46条(規則第43条 第1項を準用)	低炭素建築物新築等計画の変 更の認定の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
浄化槽法	第5条第1項	浄化槽の設置等の届出	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
浄化槽法	第5条第3項	届出に係る浄化槽の設置又は変 更の計画の変更又は廃止の命 令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第5条	長期優良住宅建築等計画の認 定及び通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第6条第1項	長期優良住宅建築等計画の認 定及び通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第6条第2項	建築主事への通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第6条第3項	建築主事への通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第6条第4項	建築主事からの確認済証若しく は通知書の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第6条第6項	長期優良住宅建築等計画の認 定及び通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第7条	長期優良住宅建築等計画の認 定及び通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普 及の促進に関する 法律	第8条	長期優良住宅建築等計画の変 更の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第9条	長期優良住宅建築等計画の変更の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第10条	計画の認定を受けた者が有していた地位の承継の承認	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第12条	建築及び維持保全の状況について報告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第13条	改善に必要な措置の命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第14条第1項	計画の認定の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第14条第2項	計画の認定の取消しの通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第15条	認定計画実施者への助言及び指導	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第4条第1項	建替計画の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第1項	建替計画の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第2項	建替計画の認定にあたり、建築主事に同意を得ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第5項	建替計画の認定の建築主事への通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第7条	建替計画の変更の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第8条	建替えの状況の報告徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第9条	認定事業者の地位承継に係る承認	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第10条	改善命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第11条	建替計画の認定の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第13条第1項	延焼等危険建築物に対する除去の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第13条第3項	延焼等危険建築物に対する除去の勧告に係る権利者への通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第13条第4項	延焼等危険建築物に対する立ち入り検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第116条	特定地区防災施設である道が予定道路として指定された場合の促進地区内防災街区整備地区計画の区域内建築物の建築許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第3条第2項	所管行政庁となる建築物	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	第3条	建替計画の認定の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第7条	要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断結果の報告の徴収	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第1項	要安全確認計画記載建築物の所有者に対する報告命令等	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第2項	要安全確認計画記載建築物の所有者に対する報告命令を行った場合の公表	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第2項後段	第1項の命令について、報告を命ずべきものを確知できない場合に、所管行政庁が耐震診断を行うことの公告	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第3項	第1項の命令について、報告を命ずべきものを確知できない場合の耐震診断の実施	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第9条	耐震診断の結果の公表	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第9条	建築物の耐震改修計画の変更認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第1項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第2項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指示	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第3項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指示に従わなかった場合の公表	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第13条第1項	要安全確認計画記載建築物に係る報告の徴収、立入検査の実施	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第1項	特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修についての指導及び助言	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第2項	特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指示	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第3項	特定既存耐震不適格建築物に関する指示に従わない場合の公表	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第4項	特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する報告の徴収等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第16条第2項	要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導及び助言	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第3項（第18条第2項において準用する場合を含む。）	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第4項（第18条第2項において準用する場合を含む。）	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定にあたって建築主事に同意を求めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第5項（第18条第2項において準用する場合を含む。）	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定にあたって消防長等に同意を求め、書類の閲覧請求があった場合の閲覧	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第10項（第18条第2項において準用する場合を含む。）	耐震改修計画認定の建築主事への通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第19条	計画認定建築物に係る報告の徴収	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第20条	認定事業者に対する改善命令	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第21条	計画の認定の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第22条第2項	建築物の地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第23条	基準適合認定建築物に係る認定の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第24条第1項	基準適合認定建築物に係る報告、検査等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第25条第2項	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第1項	要耐震改修認定建築物の区分所有者による耐震改修に係る助言、指導	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第2項	要耐震改修認定建築物の区分所有者による耐震改修に係る指示	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第3項	第17条第2項の指示に従わない場合の公表	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第4項	要耐震改修認定建築物に係る報告の徴収、検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第74条第1項	建築物に係る指導及び助言	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設定後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条第1項	第一種特定建築物に係る届出等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条第2項	第一種特定建築物に係る届出に 係る事項を変更すべき旨の指示	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条第3項	第2項の指示に従わない場合の 公表	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条第4項	第2項の指示に係る措置を取る べきことを命じること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条第5項	第一種特定建築物の維持保全 の状況の報告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条第6項	エネルギーの効率的利用に資す る維持保全をすべき旨の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条の2第1項	第二種特定建築物に係る届出等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条の2第2項	第二種特定建築物に関する必要 な措置をとるべき旨の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条の2第3項	第二種特定建築物の維持保全 の状況の報告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第75条の2第4項(第 75条第6項を準用)	第二種特定建築物に係るエネル ギーの効率的量に資する維持保 全をすべき旨の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第76条第3項	登録建築物調査機関の調査結 果の報告徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律	第87条第10項	特定建築物等に対する立入、検 査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律施行令	第31条第1項	特定建築物に係る報告徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用 の合理化に関する 法律施行令	第31条第2項	特定建築物等に対する立入、検 査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第19条	引取業者、フロン類回収業者、 解体業者、破砕業者に対する引 き取り、引渡し、再資源化に必要 な行為の実施に関する指導及び 助言	その他 (保健 所設置 市)	都	東京では、法附則第11条に定める経過措置により都が実施
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第20条第1項	関連事業者に対する引き取り、 引渡し、再資源化に必要な行為 の実施に関する勧告	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第20条第2項	フロン類回収業者に対するフロン 類の回収に関する基準の遵守に 関する勧告	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第20条第3項	関連事業者に対する勧告に係る 措置の命令	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第42条第1項	引取業者の登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第42条第2項	引取業者の登録の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第43条第1項	引取業登録申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第44条第1項	引取業者登録簿への登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第44条第2項	引取業登録申請者への登録の 通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第45条第1項	引取業の登録の拒否	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第45条第2項	引取業登録申請者への登録の 拒否の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第46条第1項	引取業者の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第46条第2項	引取業者登録簿への変更登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第46条第3項	引取業変更登録届出者への変 更登録の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第47条	引取業者登録簿の閲覧	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第48条第1項	引取業者の廃業等の届出の受 理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第49条	引取業者の登録の抹消	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第51条第1項	引取業者の登録の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第51条第2項	引取業者への登録の取消し等の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第53条第1項	フロン類回収業者の登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第53条第2項	フロン類回収業者の登録の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第54条第1項	フロン類回収登録申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第55条第1項	フロン類回収業者登録簿への登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第55条第2項	フロン類回収登録申請者への登録の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第56条第1項	フロン類回収業の登録の拒否	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第56条第2項	フロン類回収登録申請者への登録の拒否の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第1項	フロン類回収業者の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第2項	フロン類回収業者登録簿への変更登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第3項	フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第58条第1項	フロン類回収業者の登録の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第58条第2項	フロン類回収業者への登録の取消し等の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第59条	フロン類回収業者登録簿の閲覧、フロン類回収業者の廃業等の届出の受理、登録の抹消	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第60条第1項	解体業の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第60条第2項	解体業の許可の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第61条第1項	解体業許可申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第62条第2項	解体業許可申請者への不許可の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第63条第1項	解体業者の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第64条	解体業者の廃業等の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第66条	解体業者の許可の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第67条第1項	破砕業の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第67条第2項	破砕業の許可の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第68条第1項	破砕業許可申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第69条第2項	破砕業許可申請者への不許可の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第70条第1項	破砕業者の変更の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第70条第2項	破砕業変更許可申請者への変更不許可の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第71条第1項	破砕業者の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第72条	破砕業者の廃業等の届出の受理、許可の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第4項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第5項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第6項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第90条第1項	関連事業者に対する書面の交付等に関する勧告	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第90条第3項	関連事業者に対する書面の交付等に関する勧告に係る措置の命令	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第125条第1項	解体業等の許可に関する警視総監等への意見聴取	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第125条第2項	解体業等の許可取消しに係る警視総監等への意見聴取	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第126条	警視総監等による解体業者又は破砕業者に関する意見陳述の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第127条	関係行政機関又は関係地方公共団体への照会又は協力要請	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第130条第1項	関連事業者に対する報告徴収	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第130条第2項	情報管理センターに対する報告 徴収	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再 資源化等に関する 法律	第131条第1項	関連事業者に対する立入検査	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

《1. こども》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
児童相談所に関する事務	里親制度普及促進事業および里親委託推進支援事業にかかる事務	【里親制度普及促進事業】 市の児童福祉施設の入所中の児童のうち、里親家庭で生活することが望ましいと判断された児童の委託先を広く全国の里親を対象に行い、受託を希望する里親や里親希望者を対象に研修、家庭訪問調査、委託後の訪問指導。(委託事業) 【里親委託推進・支援事業】 里親委託推進事業、里親訪問支援事業、里親養育援助事業(委託事業)、家庭養育推進事業(委託事業) 【職員の行う事務】 ・委託事業者の公募、契約、委託料の支払い ・里親支援事業相談員、里親委託推進員(非常勤嘱託職員)の雇用経費 ・国庫補助金の申請にかかる事務	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	療育手帳の判定にかかる事務	(要綱・通知)療育手帳の実施について 第4の5 療育手帳の交付のための ・新規申請分…受付事務(24区からの相談を受付、台帳記入、児童相談システムへの入力、ファイル作成、判定の予約(郵送)電話での詳細確認の場合もあり) ・更新申請分…保護者からの電話予約受付、台帳記入 判定事務…心理検査・聞き取り・結果の集計・保護者への結果説明、助言 福祉サービスに関する情報提供	こども青少年局	要綱等	指定都市		○	
	情緒障がい児外来治療センターにかかる事務	こども相談センターが受理した情緒障がい児とその親に対し、一定期間通所させて遊戯療法等治療を行うことにより、児童の情緒的混乱の解消と母親等の養育態度の改善を援助し、将来における問題の発生防止を目的とする。 ・セラピストの講師謝礼の支払い、スタッフ募集事務、消耗品の購入 ・参加者のグループ調整、社会調査、通知送付事務	こども青少年局	任意			○	
	精神発達精密検査及び事後指導にかかる事務	1歳半、3歳、4・5歳の健診後の精密検査 ・24区からの依頼文書の受付事務、予約 ・判定事務、母子保健担当への結果送付 ・事後指導の必要な親子に対するグループ調整、社会調査、通知等送付事務 ・スタッフの謝礼支払事務	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	重症心身障がい児訪問指導事業にかかる事務	・非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払事務 ・療育手帳判定結果をもとに重症心身障がい児についてリストの作成 ・在宅の重症心身障がい児の家庭を訪問し療育や介護等についての助言や指導 ・訪問記録の保存 ・非常勤嘱託職員雇用経費の支出事務	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	児童虐待防止対策事業にかかる事務(児童虐待防止対策支援事業実施要綱)	こども相談センターにおいて、虐待を受けた児童の早期対応、保護、自立支援、児童虐待により親子分離した家庭に対する家族再統合等の援助を迅速かつ的確に実施するため、こども相談センターの体制強化を図り、地域協力員による協力体制の整備、医療的・法的対応に対する機能強化、児童虐待を行った保護者及び虐待を受けた子どもに対するカウンセリングプログラムの実施、児童虐待ホットラインの設置。 ・非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払事務 ・講師謝礼の支払いにかかる事務 ・委託事業者の公募にかかる事務、契約、支払(カウンセリング強化事業) ・国庫補助金申請にかかる事務	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	児童虐待防止対策事業にかかる事務(安心こども基金管理運営要領)	児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策のための資質向上、体制強化のための環境改善等 ・非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払事務 ・環境改善のための備品・消耗品の購入事務 ・資質向上のための研修等への参加経費支出事務 ・安心こども基金の申請事務	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
長谷川羽曳野学園(児童養護施設)	(長谷川小中)児童福祉施設関係費に関する事務	長谷川小・中学校(大阪府柏原市)の寄宿舎である「長谷川羽曳野学園」は、児童福祉法に基づく児童養護施設の認可を受け運営している。その入所している児童・生徒が日常生活を送るための経費に係る予算・決算に関する事務、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務	教育委員会	任意				○ 二組
市立の母子生活支援施設	母子生活支援施設の設置・運営	母子生活支援施設の設置・運営 ○母子生活支援施設 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、合わせて退所した者について相談とその他の援助を行うことを目的とする施設 ○母子生活支援施設:北さくら園(東淀川区)・東さくら園(東成区)・南さくら園(阿倍野区)	こども青少年局	任意				○ 一組
民間の児童福祉施設	施設指導及び助成(児童養護施設等)に関する事務	施設入所児童の健全育成と処遇の向上を図るため、市児童福祉施設連盟や施設に対し指導や助成を行う。 ・委託に関する事務(公募関係事務、契約事務、支払い事務) ・助成に係る申請書受付・審査・支払い	こども青少年局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
児童養護施設等入所児童処遇向上事業等に関する事務及び児童福祉施設中規模整備助成に関する事務	児童養護施設等入所児童処遇向上事業等に関する事務及び児童福祉施設中規模整備助成に関する事務	・児童福祉施設等入所児童(者)の処遇向上並びに自立支援を図るため、児童福祉施設等入所児童に処遇向上加算事業費等基準外経費を支給。 ・施設入所児童に対し、成長段階や季節に応じた行事を行うことにより、児童の健全育成に寄与。 ・施設管理や事業実施のうえで、必要であると認められる場合の施設の改修補修の費用の一部を補助。 ・児童福祉施設を退所し就職した児童に適切な指導、助言等を行い、社会生活への適応を容易にする。 ・安定した就業が困難な児童養護施設の退所予定者や母子生活支援施設の入所者に、適切な就業環境を与えるための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援を行い、社会的自立をめざす。 ・児童養護施設等を退所し、家庭引取りとなる児童が、安定した家庭への復帰が図られるよう継続した支援を行うため、こども相談センターと入所施設が連携し、それぞれの機能を生かしながら、施設退所前から施設退所後にかけて、家庭の見守りや児童・保護者への面接などのフォローを行う嘱託職員等を、児童養護施設等とこども相談センターに配置。 【職員の事務】 ・委託に関する事務(公募関係事務・契約事務・支払い事務) ・助成に係る申請書受付・審査・支払い	こども青少年局	任意			○	
	週末里親事業にかかる事務	児童福祉施設に入所している児童で、保護者の面会や一時帰宅の機会のない児童等を週末里親として登録した家庭に週末等に月1回程度または学校の長期休業中には数日間宿泊させ、家庭生活を体験させ、個別的な処遇の向上を図り、児童の健全育成を資するとともに将来の施設退所後の自立を促進する。 ・委託事業者の公募準備、契約事務	こども青少年局	任意			○	
	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築する。また、区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かく継続的な就業支援を実施。 ・各区でのひとり親家庭等支援部会の開催状況のとりまとめ、及び運営にかかる予算の配分事務等 ・ひとり親家庭等ケースマネジメント従事者研修の実施 ・ひとり親家庭等就業サポーター雇用関係事務 ・国庫補助関係事務 ・ひとり親家庭等就業サポーターによる就業相談	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務(区)	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築する。また、区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かく継続的な就業支援を実施。 ・ひとり親家庭等支援部会の運営 ・就業サポーターとの調整、連携、情報交換等	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	ひとり親家庭等生活支援事業に関する事務	ひとり親家庭等の生活基盤の向上・安定を図るため、生活支援講習会及び相談支援、土曜・夜間の電話相談、ひとり親家庭等のための情報交換事業を行う。 ・委託に関する事務(公募関係事務、契約事務、支払い事務) ・国庫補助関係事務	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	ひとり親家庭医療費助成に関する事務	制度の拡充・変更等にかかる事務及び府補助金関係事務及び医療費の現物給付分支払事務及び各区保健福祉センターにおいて執行される実務の指導監督及び全区の予算・決算の総括事務。 【目的】ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって福祉の向上を図る 【対象者】市内在住の医療保険加入者で、ひとり親家庭の18歳までの児童及び監護する母又は父等。所得制限あり 【助成内容】保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意			○	
	ひとり親家庭医療費助成に関する事務(区)	各区保健福祉センターにおいては、医療費の現金給付分支払い事務及び資格取得・奨励等にかかる事務を行う。 【目的】ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって福祉の向上を図る 【対象者】市内在住の医療保険加入者で、ひとり親家庭の18歳までの児童及び監護する母又は父等。所得制限あり 【助成内容】保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意			○	
その他ひとり親家庭、寡婦及び児童の福祉に関すること	・行政事務に関する事務 ・庶務関係事務 ・総合福祉システム関係事務 ・研修関係事務 等	こども青少年局	任意			○		
青少年施策	青少年施策に関する事務(任意事務)	【目的】次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長できるよう、青少年施策、若者自立支援、青少年活動の推進等に取り組むことにより、青少年の健全育成を図る。 ・こども・青少年の健全育成にかかる総合企画 ・青少年指導員・青少年福祉委員に関する業務(委嘱・補助金交付・委託など) ・青少年団体との連携 ・青少年国際交流事業 ・こどもの安全対策 ・若者の自立支援	こども青少年局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都市 市 特例 等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	青少年の健全育成事業(こども夢・創造プロジェクト、地域こども体験学習、塾代助成等)、青少年国際交流派遣に関する事務	① こども 夢・創造プロジェクト事業 市内の小中学生を対象に、企業や大学、専門学校等と協働で、あこがれる人物や、大阪が誇る文化や産業の担い手から子どもたちが学び体験する機会を提供する事業を実施。 ② 輝け「未来」こども夢体験プロジェクト広報 本市並びに民間に展開する体験プログラムについて、年2回企業等に実施調査を行うことにより、参画企業等を募り、こども向け体験学習について一元的にホームページにより発信。 ③地域こども体験学習事業 幼児から学齢期の子どもたちに身近な地域でものづくり体験等、多様で基礎的な実体験ができるプログラムを提供。 ④塾代助成事業 子どもたちの学力や学習意欲の向上を図り、個性や才能を伸ばす機会を提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、学校外教育に利用できるバウチャーを交付。平成24年度は、西成区の就学援助被認定者等の中学生を対象として実施。 ⑤青少年国際交流事業(大阪市・上海市児童文化交流) 本市と上海市の友好親善と文化交流を図るため、両市において各年度交互に児童の絵画・書写を中心とした作品展を開催。	こども青少年局	任意			○	
信太山青少年野外活動センター	青少年野外活動施設(信太山青少年野外活動センター)管理運営に関する事務	【目的】 野外活動施設は、自然とのふれあいや感動体験、自立した共同生活、様々な創造活動など、青少年の成長に貴重な体験活動の場を提供することにより、健全な青少年の育成を図る。 【事務の概要】 ・指定管理者の公募、選定、決定にかかる事務 ・指定管理者の公募に向けた条例改正に関する事務(利用料金制度への変更) ・指定管理者との契約締結に関する事務 ・指定管理者の歳入・歳出・決算に関する事務 ・庶務関係業務 信太山野外活動センター(和泉市)	こども青少年局	任意			○ 一組	
青少年センター	青少年センターの運営に関する事務	【目的】 青少年の健全な育成を推進するため、青少年の文化と教養を高め、青少年団体の活動の機会を提供し、それらの自主的な活動を促し、また青少年に対し、音楽、舞踊、美術その他の芸術の創作、練習、発表の場を提供することにより、音楽等の創作活動を支援し、青少年相互の交流を促進。 【事務の概要】 ・指定管理者の公募、選定、決定にかかる事務 ・指定管理者の歳入・歳出・決算に関する事務 ・庶務関係業務 ・施設の処分に向けた事務(売却の準備等) 青少年センター(東淀川区)	こども青少年局	任意			○ 一組	
こども文化センター	こども文化センター管理運営に関する事務	(1) 鑑賞会、発表会、展示会及び各種教室を開催 (2) 児童文化に関する資料を収集し、保管し、及び調査研究 (3) 児童の文化活動に関する相談を行うこと (4) 児童の文化活動に関する指導者を養成すること (5) 施設を児童の文化活動の用に供すること (6) その他市長が必要と認める事業 上記を行う指定管理者の公募・選定・協定、連絡調整・指導に関する事務 こども文化センター(西区) ※移転予定だが移転先は未定	こども青少年局	任意			○ 一組	
長居ユースホテル	長居ユースホテル管理運営に関する事務	【目的】 青少年に対し、旅行を通じて自律ある生活を行わせることにより、健全な青少年の育成を図る。 【事務の概要】 ・指定管理者の公募、選定、決定にかかる事務 ・指定管理者との契約締結に関する事務 ・指定管理者の歳入・歳出・決算に関する事務 ・庶務関係業務 長居ユースホテル(東住吉区)	こども青少年局	任意			○ 一組	
放課後児童健全育成事業	児童いきいき放課後事業に関する事務(放課後子ども教室推進事業等実施要綱)	市内市立小学校において、遊び・スポーツ等の活動を実施し、児童の健全育成を図る。 実施箇所数298箇所、登録児童数59,240人(H24年4月現在) ・児童いきいき放課後事業に関する国庫補助関係事務 国庫補助金申請、実績報告、精算、照会回答事務等 (関連要綱・該当事業名) ・放課後子ども教室推進事業等実施要綱(放課後子ども教室推進事業) ・放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業) ・放課後子どもプラン推進事業実施要綱(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業) ・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(放課後子ども教室推進事業)	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
放課後児童健全育成事業	大阪市子どもの家事業及び大阪府留守家庭児童対策事業に関する事務(放課後児童健全育成事業等実施要綱)	民設民営の事業に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 大阪市子どもの家事業実施箇所数28箇所、登録児童数1,807人(H24年4月現在) 大阪府留守家庭児童対策事業実施箇所数99箇所、登録児童数1,900人(H24年4月現在) ・大阪市子どもの家事業及び留守家庭児童対策事業に関する国庫補助関係事務 国庫補助金申請、実績報告、精算、照会回答事務等 (関連要綱・該当事業名) ・放課後児童健全育成事業等実施要綱(放課後児童健全育成事業) ・放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱(放課後児童健全育成事業) ・放課後子どもプラン推進事業実施要綱(放課後児童健全育成事業)	こども青少年局	要綱等	一般市		○	

別表第1-5(任意事務《1. こども》)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
放課後児童健全育成事業	児童いきいき放課後事業、大阪市子どもの家事業、大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務(任意事務)	・児童いきいき放課後事業(児童いきいき放課後事業実施事務) 市内市立小学校において、遊び・スポーツ等の活動を実施し、児童の健全育成を図る。 実施箇所数298箇所、登録児童数59,240人(H24年4月現在) ・子どもの家事業(子どもの家事業実施事務) 民設民営の施設に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 実施箇所数28箇所、登録児童数1,807人(H24年4月現在) ・留守家庭児童対策事業(留守家庭児童対策事業実施事務) 民設民営の施設に対する補助を行い、留守家庭児童の健全育成を図る。 実施箇所数99箇所、登録児童数1,900人(H24年4月現在)	こども青少年局	任意			○	
地域の子育て支援	ブックスタート事業に関する事務	目的:絵本を通して親と子がふれあう機会を生み出し、豊かな親子関係を育むと同時に、子どもの情緒面での発育を促す。事業対象家庭に引換券、チラシを配付、地域子育て支援拠点事業実施施設等で読み聞かせ講座を実施。 対象:3か月児健診の対象の乳幼児親子 ・絵本の選定、絵本及びブックスタート用バックの買入 ・実績集計、在庫管理、絵本やバックなどの過不足分の実施施設への郵送。 ・引換券とチラシの作成、印刷、各区への送付。 ・各ブックスタート実施施設との年間実施日の調整。	こども青少年局	任意			○	
	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援デイサービス事業)(民間分)に関する事務	・保育所通所児童が病気のため保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の就労等により家庭での保育ができない場合に児童を預かる事業。 ・子育てと就労の両立の支援、児童の健全育成を目的とする。 ・委託事業者の公募業務 ・委託事業者との契約締結・委託料支払関係事務	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	家庭相談員の指導にかかる事務	(関連要綱・通知等) 家庭児童相談室の設置運営について 第8の2 児童福祉関係諸機関との連絡調整 ・各区役所での家庭児童福祉にかかる相談を担当する家庭児童相談員に対し、専門的見地からの支援を行う。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
あいりん特別保育対策等	あいりん特別保育対策及び児童健全育成事業に関する事務	【あいりん特別保育対策】 ・あいりん地区に生活する児童の健全な発達・育成のため、緊急・一時的な保育を必要とする児童を保護・保育するとともに、生活指導及び遊びの指導を行う。 【あいりん児童健全育成事業】 ・あいりん地区に居住する児童に健全な遊びと活動の拠点を提供し、指導を行うとともに、児童の家庭への巡回訪問や地域巡回を行い、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な支援を行うほか、不登校児童相談、地域の小中学校との連携、西成区との連携、あいりんこども連絡会でのネットワークづくり等を行う。 ・委託事業者との契約締結・委託料支払事務	こども青少年局	任意			○	
児童手当、子ども手当	総合福祉システム運用・管理に関する事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子・寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理。	こども青少年局	任意				○ 一組
	総合福祉システム運用・管理に関する事務(区)	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子・寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理。	こども青少年局	任意			○	
こども医療費助成	こども医療費助成に関する事務	制度の拡充・変更等にかかる事務及び府補助金関係事務及び医療費の現物給付分支払事務及び各区保健福祉センターにおいて執行される実務の指導監督及び全区の予算・決算の総括事務。 (目的)こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図る。 (対象者)市内在住の医療保険加入者で、15歳(中学校修了)までのこども。3歳以上所得制限あり。 (助成内容)保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意			○	
	こども医療費助成に関する事務(区)	各区保健福祉センターでは、医療費の現金給付分支払事務及び資格取得・異動等にかかる事務。 (目的)こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図る。 (対象者)市内在住の医療保険加入者で、15歳(中学校修了)までのこども。3歳以上所得制限あり。 (助成内容)保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意			○	
	医療助成システムの運用・改修に関する事務	医療費助成事務にかかる資格及び給付のシステムにおける保守、障害及び開発対応事務。	こども青少年局	任意				○ 一組
保育施策	特定保育事業(民間分)に関する事務	目的:保護者の就労形態の多様化に伴う断続的な保育や、保護者の傷病等による緊急・一時的な保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合に、一時保育事業において保育サービスを提供することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。 対象:保育所に入學していない小学校入学前の児童 ・毎月の一時保育事業月報の精査事務 ・民間保育所等運営補助金による補助金額決定事務 ・公募関係事務	こども青少年局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	休日保育事業(民間分)に関する事務	目的:保護者の労働等のために休日においても保育が必要な場合に、保育サービスを提供することにより、児童の福祉の向上を図る。 対象:保育所に入所している児童等 ・毎月の休日保育事業月報の精査事務 ・民間保育所等運営補助金による補助金額決定事務	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	保育従事者に対する厚生労働大臣感謝状授与者の推薦にかかる事務	多年にわたり地域福祉の推進に尽力し、その功績が特に顕著と認められる個人及び団体に対して、厚生労働大臣から表彰されるよう都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が推薦するため、民間保育所施設長の住所、氏名、生年月日、保育経歴等を照会し、大阪市こども青少年局としての推薦者を選出。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	保育士等に対する資質・専門性を向上させる研修に関する事務	多様な保育ニーズに対応し、豊かな保育を創設するために、常に保育課題について理解を深め技術の研鑽を図り、意欲と創造力が備わった人材の育成、並びに対人援助者としての資質を高めるため、公立・民間保育所の保育士への研修を企画し実施。	こども青少年局	任意			○	
	施設(民間保育所)の整備に関する事務	今後の保育ニーズに対応するため保育所整備計画を作成し、その計画を進めるため社会福祉法人等へ保育所の整備費用の一部を支出することにより、保育所整備を促進。 職員が行う事務:保育所の開設案の申請書受付、内容審査、補助決定、支払等の事務。	こども青少年局	任意			○	
	待機児童数の調査に関する事務	各区の保健福祉センターから報告される4月1日現在及び10月1日現在の各区の待機児童数について、各区からヒアリング調査・分析のうえ、本市全体の動向を推計し保育所整備計画を適宜修正。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付に関する事務	認可外保育施設について、指導監督通知に基づく指導監督の効果的な実施を図るとともに、指導監督基準を満たしていると認められる施設に対し都道府県知事等が証明書を交付。	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	児童福祉施設(保育所)における感染症対策等の報告にかかる事務	社会福祉施設等の施設長は、同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合や、同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合又は、前述の事案に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局は迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等の報告を受けるとともに、併せて保健所に報告し、適切な指示を求める。	こども青少年局	任意			○	
	公立保育所における食育の推進及び献立表の作成、公立子育て支援センターでの栄養相談に関する事務	保育所保育指針に基づき、保育所調理員、保育士及び児童・保護者に食育の研修・指導、栄養相談等を行う。	こども青少年局	任意			○	
	家庭的保育事業の報告及び立入調査に関する事務	・家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査。 ・家庭的保育事業が最低基準等に適合しないと認められるときは、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずる。 ・家庭的保育者が、命令又は処分に違反したときや、乳児又は幼児の処遇に不当な行為をしたときは、その事業の制限又は停止を命ずる。	こども青少年局	任意			○	
	家庭的保育事業の保育の内容への支援に関する事務	1 保育の内容への支援 保育する乳幼児の発達過程に応じた適切な保育が図られるよう、「保育の計画」や「一日の保育内容」を編成するに当たって必要な援助・指導を行うなど、保育の内容に関する支援を市町村が行う。 また、家庭的保育者間の相互の理解を深め、保育の質の向上のため、家庭的保育者間の交流や連携を図る機会を設ける。 2 巡回指導・相談 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させる。また、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うことができる体制の整備を行うとともに、家庭的保育者の健康状況の把握を行う。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	産休等代替職員費補助金に関する事務	児童福祉施設の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休職を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用する必要があるため、大阪市が産休等代替職員の任用にかかる経費を一部負担。 職員が行う事務:申請書受付、内容審査、補助決定、支払等の事務	こども青少年局	任意			○	
	保育所運営費(負担金)支弁に係る所長設置・未設置単価の適用認定、民間施設給与等改善費を承認する。職員が行う事務:申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務(参考)児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日児第59-2号)	保育所運営費(負担金)支弁に係る所長設置・未設置単価の適用認定、民間施設給与等改善費を承認する。 職員が行う事務:申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務(参考)児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日児第59-2号)	こども青少年局	要綱等	中核市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	施設機能強化推進費に係る加算の認定にかかる事務	保育所において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進。(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な非難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る。(3)児童養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、小学校への順応促進を図るため、施設機能の充実強化を推進。 職員が行う事務：事業実施申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	保育所入所児童処遇特別加算の認定にかかる事務	高齢化社会の到来等に対応して、保育所においても高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細かな入所児童等のサービスの向上を図るため、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務について、これらの者を非常勤職員として雇用した場合に加算し、入所児童等の処遇の一層の向上を図る。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	保育所における運営費の弾力的運用に関する報告、協議等にかかる事務	待機児童の動向に見られるように幅広い保育需要が顕在化するなど、制度をめぐる状況が変化しているところ。こうした状況に対応していくためには、保育サービス量の拡充及び質の確保を図るとともに、保育所運営の効率化・安定化を進める必要があることから、保育所運営費の経理については、適切な施設運営が確保されていることを前提として運営費の弾力運用を認める。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、承認	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	保育関係基礎資料の分析・収集・報告に関する事務	厚生労働省の予算編成の基礎資料とするため、本市の保育所関係の基礎資料を厚生労働省へ報告。 ・保育所関係の基礎資料の提出について(H23年4月7日雇児保発0407第1号) ・H23年度福祉行政報告例の実施について(H23年2月15日統発0215第4号)	こども青少年局	任意			○	
	児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守するための事務(検便・検尿の実施・公立保育所嘱託医の委嘱)	検便・検尿を実施する者を入れにより選定し、具体的な実施要領を公立・民間保育所へ事務連絡。また、公立保育所の嘱託医(内科医、歯科医)の解職と委嘱を行う。	こども青少年局	任意			○	
	予備保育士常勤化促進及び嘱託医配置円滑化事業に関する事務	1. 予備保育士常勤化促進事業…配慮を要する児童が増加し、保護者も含めた支援が必要とされる保育所において、国の運営費上非常勤保育士とされている予備保育士を施設規模の大小に関わらず非常勤保育士で配置することにより、恒常的な保育水準の確保や保護者支援の充実を図る。 2. 嘱託医配置円滑化事業…公立保育所の嘱託医手当額と国の運営費に含まれる嘱託医手当額との差額を補助することにより、児童福祉施設最低基準に定められた嘱託医の確保を円滑にし、入所児童の処遇向上を図る。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務	こども青少年局	任意			○	
	長時間保育・延長保育及び保育所地域活動事業、保育対策等促進事業費補助金に関する事務	保育所の保育時間は、1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮し保育所の長が定めるものとされているが、近年の女性の社会進出の増加に伴い、就労形態も複雑多様化し、長時間の保育ニーズがますます増加。これらのニーズに対応するため、8時間を超える12時間までの部分について「長時間保育」として、12時間を超える部分を「延長保育」として事業を推進している。民間保育所については、事業実施に必要な経費を補助金として支出。 保育所地域活動事業は、多様化する保育需要により積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を住民のために活用することが要請されていることを鑑み、保育所において特に、夜間保育の円滑な実施及び地域の需要に応じた幅広い活動を実施することにより、児童の福祉の向上を図る。 職員が行う事務：事業実施申請書受付、事業承認、報告書(月報)による利用人数の確認、支払等の事務 (関連通知)保育対策等促進事業費の国庫補助について(平成20年6月9日厚生労働省発雇児第0609001号)	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	一時保育事業(特定保育事業(公立分))、休日保育事業(公立分)、乳幼児健康支援サービス事業(病児・病後児保育事業)(公立分)に関する事務	・勤労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時保育に対する需要や、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感が増えていることに鑑み、これらの保育需要に対応するため一時保育事業を実施。 職員は、保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収。 ・休日(日曜日・祝日及び年末年始)における保護者の就労等による保育需要に対応するため、公立保育所において保育サービスを提供。 職員は、保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収。 ・子育てと就労の両立の一環として、保育所等に通所している児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難でありかつ自宅での育児を余儀なくされる期間、当該児童を預かるデイサービス事業を公立保育所において実施。 職員は、保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	長時間保育事業(公立分)、延長保育事業(公立分)に関する事務	・保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準に基づき、1日につき8時間が原則となっているが、近年の女性の社会進出の増加等に伴い、長時間の保育ニーズが増加。公立保育所においては、これらのニーズに対応するため、8時間を超える部分について長時間保育として対応。 職員は、子どもの保育を行う。 ・保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準に基づき、1日につき8時間が原則となっているが、近年の女性の社会進出の増加等に伴い、長時間の保育ニーズが増加している。公立保育所では全公立保育所において、長時間保育(11時間保育)を実施しているが、就労形態の多様化に伴い、さらなる延長のニーズがある。これに対応するため、一部の公立保育所において11時間を超える12時間保育(延長保育)を行っている。 職員は、子どもの保育を行うとともに、利用料を徴収。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	公立保育所運営事業に関する事務	・公立保育所の多機能化や入所枠拡大のため大規模改修。 ・公立保育所において保育に欠ける児童を保育。 ・保育士等の産休等により欠員が生じた際に代替職員の雇用。また、給食調理業務の繁忙対応のため、補助要員(非常勤嘱託職員)を雇用。 ・保育所給食について、必要な経費を保護者負担とし幼児主食の提供。 ・保育士資格を有する非常勤嘱託職員を雇用。 ・公立保育所における育児相談等の業務について、非常勤嘱託職員を雇用し、保育内容等の充実。 ・公立保育所の運営を社会福祉法人に委託。 ・保育所について、定期点検によって明らかとなった劣化・不具合等について、補修・改修工事。 ・非常勤嘱託職員を保育所に巡回派遣し、保育士、保護者に助言、指導等。 ・障がい児を受け入れている民間保育所に対し、担当保育士の人件費の補助。 ・公立保育所において、障がい児の受け入れ促進と保育内容の充実。 ・公立保育所において、区からの要請により、保育所の最低基準(面積)を緩和し、児童の処遇確保に必要な保育士を配置し、入所児童の受入枠を拡大し、待機児童の解消を目指す。 ・公立保育所の民間移管に伴う移管予定保育所の保護者説明会の開催、移管先の社会福祉法人の公募・選定。また、適切に移管ができるよう保育の引継ぎ、巡回。 ●公立保育所 125ヶ所(公営81ヶ所、民営44ヶ所) ※H24年4月1日現在	こども青少年局	任意			○	
公立の児童福祉施設の運営	阿武山学園の運営に関する事務(任意事務)	・庶務全般 予算・決算、必要物品の購入、外線電話対応、学園行事対応、郵便・運送対応、施設維持管理、他都市照会回答 等 ・学園職員の勤務スケジュール調整・勤怠・厚生等業務 日・宿直等の勤務調整、被服・検診等、総務事務センター対応 等 ・入所児童に提供する給食等の栄養管理 献立作成、膳材料入れ 等 ・入所児童に提供する給食等の調理 1年365日(行事用の弁当やおせちを含む) ・関係機関や医療機関への入所児童の送迎業務 家裁(審判)や児童相談所(児童処遇会議や医療相談)、ADHD等の通院 等 ・家裁や弁護士大学等の法務等関係者、民生委員等の施設見学にかかる業務 ・入所児童にかかる児童相談所や家庭裁判所、警察等との連絡調整等 児相(児童の入退所等)、家裁(審判)、警察(入所前の事件の聞き取りや無断外出時の捜索依頼) 等 ・学園内に設置された学校(分校)との連絡調整等 施設設置にあたり法で定められている苦情調整委員会に関する事務 児童から届けられた意見・苦情に対する諮問、委員会の開催 等 阿武山学園(高槻市)	こども青少年局	任意				○ 一組
	大阪市立児童院の運営に関する事務	情緒障がい児短期治療施設の管理・運営 ・入所前及び退所後の児童の相談及び援助をおこなう ・入所(通所)児童に対して基本的な生活習慣を身につけさせる ・入所(通所)児童の治療に必要な心身の判定及び心理治療をおこなう ・入所(通所)児童の保護者の相談及び援助をおこなう ・入所児童が栄養管理をおこない安全で安心な食事を提供する ・情緒障がい児短期治療施設の事務をおこなう 児童院(西区)	こども青少年局	任意				○ 一組
	大阪市立児童院施設維持管理に関する事務	児童院の建物、設備等の維持管理をおこなう ・建物等維持の保守点検等予算執行事務 ・児童院を含めたビルの入退館管理 ・建物・設備の日常点検 ・その他児童院の建物、設備等の維持管理	こども青少年局	任意				○ 一組
スクールカウンセラー事業等	スクールカウンセラー事業、「休日及び平日夜間の電話教育相談事業」にかかる事務	【スクールカウンセラー事業】 いじめや不登校等の子どもの問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決のために、地域におけるカウンセリング機能の一層の充実を図るべく、中学校や小学校にスクールカウンセラーの配置及び派遣。 【休日及び平日夜間の電話教育相談事業】 不登校やいじめ、学習や行動の悩みなどを電話という相談しやすい方法によって受け、問題の事前防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言。平日の午後7時から翌朝9時までと土曜・日曜及び祝日に業務委託して実施することで、こどもが相談しやすい時間にも対応できる体制を整備。 【職員の行う事務】 スクールカウンセラーの依頼・配置等に係る事務、緊急派遣に係る事務、研修等に係る事務、広報に係る事務、謝礼金の支払いに係る事務、事業費補助金に係る事務、事業の統計に係る事務、スクールカウンセラー事業にかかる経理調達。 (関連要綱) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 第3条、第4条 スクールカウンセラー等活用事業実施要領2・3	こども青少年局	要綱等	指定都市		○	

別表第1-5(任意事務《1. こども》)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
教育相談	教育相談・特別支援教育相談事業(教育相談)	【教育相談事業】 こども相談センターの児童援助業務の一環として、不登校やいじめ等の学校教育に関わる課題を抱える児童及び保護者等を対象に、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談や電話(24時間365日対応)・メールによる相談を行う。また、不登校で、集団参加に課題を抱えるこども一人ひとりの状態に応じた適切な支援を推進するため、こども相談センターの指導の一環として、「相談(継続)」及び学校や関係機関等との連携のもと、不登校児童の問題状況や必要とされる支援内容、利便性に対応した通所を体系的に整備し、再登校などの社会参加を支援。	こども青少年局	任意			○	
	特別支援教育相談にかかる事務	【特別支援教育相談事業】 こども相談センターの児童援助業務の一環として、障がいがあるか、もしくはその疑いのある児童に関する相談窓口を開設し、来所による相談を行う。 相談者の課題に対し、複数の心理検査を組み合わせた専門的なアセスメント(見立て)を行い、児童の置かれている状況に応じた支援・指導のあり方について助言。 【職員の行う事務】 支援方針検討会議の開催、受理会議に関する事務、教育相談(来所・出張)にかかる調整、電話教育相談にかかる運営及び事業統計、メール教育相談に関する事務、講師謝礼の支払、非常勤嘱託職員雇用経費の支払	こども青少年局	任意			○	
	教育相談・特別支援教育相談事業にかかる事務(特別支援教育相談)	【特別支援教育相談事業】 こども相談センターの児童援助業務の一環として、障がいがあるか、もしくはその疑いのある児童に関する相談窓口を開設し、来所による相談を行う。相談者の課題に対し、複数の心理検査を組み合わせた専門的なアセスメント(見立て)を行い、児童の置かれている状況に応じた支援・指導のあり方について助言。 【職員の行う事務】支援方針検討会議の開催、受理会議に関する事務、教育相談(来所・出張)にかかる調整、電話教育相談にかかる運営及び事業統計、メール教育相談に関する事務、講師謝礼の支払、非常勤嘱託職員雇用経費の支払	こども青少年局	任意			○	
	メンタルフレンド訪問援助事業、「不登校児童通所事業」にかかる事務	【ひきこもり等児童の支援】 ひきこもり・不登校児童に対し、当該児童の家庭に児童の兄又は姉に相当する世代をメンタルフレンドとして定期的に訪問させ、児童の自主性や社会性の伸長を援助。 ・メンタルフレンド募集事務、メンタルフレンド募集の説明会、面接、メンタルフレンド登録にかかる事務、事前研修会、メンタルフレンド活動費支払事務 【不登校児童通所事業】 こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、不登校状態の小・中学生に対し、社会の構成員として必要な資質・能力の育成をめざして、学習支援や心理治療、集団活動、体験学習などの提供を通して、こども自身に内在する力量の向上をはかり、もって再登校を含む社会的自立を支援。 (関連要綱・通知等) ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱1、2 ・委託事業者選定にかかる事務・契約、委託料支払にかかる事務・通所ルームへの誘導、登録にかかる事務・保護者会開催にかかる事務・こどもの在籍校との連携・調整にかかる事務・保護者等に対する支援プログラム等の企画、運営にかかる事務・こどもの支援に関する関係機関との連絡や調整にかかる事務・各通所ルーム毎に実施する事業責任者会議開催にかかる事務・統計処理、評価、事務報告の作成にかかる事務。	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
内部事務(こども青少年局)	局庶務事務	文書・公印管理関係業務 市会関係業務 秘書関係業務 OA関係業務 庁舎管理業務 寄付收受業務 広報広報業務 人事・給与・福利厚生関係業務 行財政改革・企画関係業務 その他	こども青少年局	任意			○	
	連絡・企画調整、基金管理、研修に関する事務	・局運営方針、市政改革プラン、府市統合、重点予算、区CM予算、西成特区構想(こども青少年局関連部分)、国家予算要望等に関する他組織、他局、区等との連絡・企画調整 ・こども青少年局に対する団体要望の調整 ・大阪市青少年活動振興基金の管理 ・局職員の研修に係る事務 ・なにわっ子わくわく未来プログラムの普及 ・社会総がかりでこどもを育む取組の支援	こども青少年局	任意			○	
	局経理、局所管施設管理、耐震改修工事に関する事務	・経理・調達業務 ・社会福祉施設等耐震改修工事にかかる事務 ・局所管児童施設の整備業務 ・文書・管財・施設管理業務 ・市有地の売却業務 ・局所管の用地や建物の管理に関する整備業務 保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザ等 森ノ宮ビロティホール(こども相談センターに隣接。H22年から10年間の定期建物賃貸借契約を締結。)	こども青少年局	任意			○	
	管理課の庶務・経理に関する事務	・課員の勤怠、給与関係諸届け、福利厚生、各種通達の周知など、庶務事務 ・予算、決算関係とりまとめなど、経理関係事務 ・臨時職員、アルバイト等の雇用に関する事務	こども青少年局	任意			○	

《2. 福祉》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
社会福祉関連	大阪市保護司研修等事業補助金	大阪市内の保護司が更生保護の取組みの推進強化を図り、社会福祉等への理解を深めるために必要な研修経費の一部を補助する。	福祉局	任意			○	
	上海市との社会福祉交流事業	上海市と友好都市提携を結び、経済、文化等にわたり交流を深めてきており、高齢化社会対策を中心とする社会福祉事業についても情報交換等を行う交流事業を実施する。	福祉局	任意			○	
	社会福祉センター管理運営	社会福祉センター(社会福祉事業の進展を図り、市民の福祉増進に寄与するとともに、社会福祉関係団体との連絡調整、社会福祉事業に関する情報の収集及び提供等を実施)の管理運営並びに施設の維持管理に関する事務	福祉局	任意			○	
	社会福祉事業の従事者確保に関する事務	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して行う次の業務について、指定管理業務として委託している。 ・社会福祉施設職員等の研修 ・介護実習の実施 ・社会福祉に関する情報収集・調査研究事業等	福祉局	要綱	一般市		○	
	総合福祉システム運用・管理	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子・寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理を行う。	福祉局	任意				○ 一組
	総合福祉システム運用・管理(区)	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法ほか)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理を行う。(各区へ予算配分された総合福祉システム用プリンタ機器トナー代の執行管理)	福祉局	任意			○	
社会福祉法人・事業の許認可・指導等	社会福祉法人の基本財産の処分・担保提供承認	社会福祉法人が基本財産を処分、又は、担保に提供する場合に、所轄庁が承認を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務	税額控除の対象となる社会福祉法人に対して、所轄庁が当該対象法人であることの証明書を交付する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	社会福祉施設における運営費の運用に係る協議	社会福祉施設における運営費(措置費)の運用において、一定の条件を満たしていない場合、所轄庁に協議を要する。	福祉局	要綱	中核市		○	
戦傷病者、戦没者遺族等の援護	戦没者遺族援護事業(戦没者追悼式等)	戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、戦没者追悼式を実施する。	福祉局	任意			○	
戦没者遺族の援護(なにわの塔追悼式経費補助)	戦没者遺族援護事業(なにわの塔追悼式経費補助)	戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、沖縄のなにわの塔において行われる追悼式経費の一部を補助する。	福祉局	任意		○		
生活保護	生活保護関係事務(要綱)	・事務打合せ会に関する事務 ・一般事務費に関する事務 ・専門相談事業(各区保健福祉センター等の職員が弁護士や不動産鑑定士に相談する機会を確保することにより、ケース処遇の向上を図る) ・中国語通訳派遣事業	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護関係事務(要綱)(区)	日本語の不自由な中国帰国者等に対する相談助言・指導指示等ケースワーク業務の際の正確なコミュニケーションを確保するために中国語通訳を派遣する事業(通訳者の予約等)	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護適正実施事業(要綱)	・生活保護業務に関する支援事務(査察指導員OBによるヘルプデスクの開設) ・他都市の福祉事務所視察事務 ・生活保護受給者の年金受給権調査及び裁定請求支援(年金や社会保険に精通した者を雇用し、区の現場に常駐させて実施) ・警察官OBによる安全管理及び同行訪問	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護適正実施事業(要綱)(区)	・他都市の福祉事務所視察事務 ・区における嘱託職員による生活保護受給者の年金受給権調査及び裁定請求支援	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護関係システム関連事務	・総合福祉システム(生活保護システム)の運営に係る端末機保守経費及び各種帳票出力等に関する事務 ・総合福祉システム(生活保護システム)端末機等の増設・移設等に関する事務 ・レセプト管理システムに係る端末機保守経費、同システムを活用したレセプトデータによる医療扶助の給付状況の把握による個別指導	福祉局	任意				○ 一組
	生活保護関係システム関連事務(区)	・総合福祉システム(生活保護システム)にかかる消耗品、通信運搬費にかかる事務 ・レセプト管理システムを活用し、レセプトデータによる医療扶助の診療内容などを把握し被保護者への援助指導を実施	福祉局	任意			○	

別表第1-5(任意事務《2. 福祉》)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	適正化推進チーム強化事業	保健福祉センター等での調査が困難な不正受給や貧困ビジネス、医療機関からの不正請求等について、「適正化推進チーム」において具体的な指導や、場合によっては告訴・告発等の法的・行政処分を検討する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	区における適正化事業	不正受給等の事案に対する区の調査能力の向上を図るため、不正受給調査を専任で行うチームを全区に配置。日常のケースワーク業務では対応しがたい不正受給等の事案について法的対応も視野に入れた重点的調査を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	区における適正化事業(区)	不正受給等の事案に対する区の調査能力の向上を図るため、不正受給調査を専任で行うチームを全区に配置。日常のケースワーク業務では対応しがたい不正受給等の事案について法的対応も視野に入れた重点的調査を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	介護認定調査関係事務	各実施機関が、介護保険の被保険者でない生活保護受給者(みなし被保険者)の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定の委託を行う費用の支払い。みなし被保険者の台帳確認、修正。	福祉局	要綱	一般市		○	
	介護認定調査関係事務(区)	介護保険の被保険者でない生活保護受給者(みなし被保険者)の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定依頼。みなし被保険者の台帳入力。	福祉局	要綱	一般市		○	
	医療要否判定事務	・各実施機関における疑義案件及び歯科、精神科にかかる全市分の医療要否判定。 ・医学的判断に関する審議会への諮問等。	福祉局	要綱	中核市		○	
	医療要否判定事務(区)	歯科及び精神科を除く医療要否判定及び被保護者への援助にかかる医学的な助言。	福祉局	要綱	一般市		○	
	診療報酬内容点検事務	・診療報酬請求内容の点検及び再審査請求など ・診療(歯科)、施術報酬請求の内容審査及び支払など	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業の実施	大阪市24区を7つの地域に分割し、地域ごとに被保護者等の就労支援を委託する。区保健福祉センターと受託事業者の強力な連携のもと、受託事業者の専門性・ノウハウを活用した就労支援を実施する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業の実施(区)	大阪市24区を7つの地域に分割し、地域ごとに被保護者等の就労支援を委託し、区保健福祉センターと受託事業者の強力な連携のもと、受託事業者の専門性・ノウハウを活用した就労支援を実施する事業	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護受給者等にかかる就労支援事業の実施	・区における就労支援強化事業(相談会、セミナー等を各区において企画立案の上、開催) ・被保護者自立意欲喚起事業(就業意欲の低い被保護者に対し、臨床心理士などによる専門的なカウンセリングを実施し、稼働能力の回復に向けた支援を実施) ・就労支援プログラム活用検討会議設置事業	福祉局	要綱	一般市		○	
	生活保護受給者等にかかる就労支援事業の実施(区)	稼働年齢層の就業意欲の向上と就業自立を促進するための相談会、セミナー等を各区において企画立案の上開催する事業(「若年者就職支援強化セミナー」の開催、面接服貸出など)	福祉局	要綱	一般市		○	
	区における高校就学支援員による生活保護受給者世帯の中・高生に対する就学支援業務	該当区保健福祉センターに高校就学支援員を定期に派遣し、教育環境にハンディキャップを有する世帯等を対象に、中学3年生の段階での進路検討・高校等への進学支援や高校生への生活指導等を通じ高校生の進級・卒業を目標に継続的に支援する。また、必要に応じ、通学先の中学校・高校等と連携する。	福祉局	要綱	一般市		○	
	区における高校就学支援員による生活保護受給者世帯の中・高生に対する就学支援業務(区)	該当区保健福祉センターに高校就学支援員を定期に派遣し、教育環境にハンディキャップを有する世帯等を対象に、中学3年生の段階での進路検討・高校等への進学支援や高校生への生活指導等を通じ高校生の進級・卒業を目標に継続的に支援する。	福祉局	要綱	一般市		○	
中国残留邦人等の支援	居宅生活移行支援事業	安定した住居のない要保護者に対して一時的な宿所及び食事の提供などを実施することにより、居宅生活への円滑な移行を図るだけでなく、貧困ビジネス事業者の影響を排除することを目的とする。	福祉局	要綱	一般市		○	
	中国残留邦人等に対する支援事業に関する事務	・中国残留邦人等に理解が深く、中国語等ができる支援相談員を配置し、生活相談等を実施 ・中国残留邦人等が地域社会の一員としていきいきと暮らせるよう、地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業、身近な地域での日本語教室支援事業、自立支援通訳等派遣事業、地域生活支援プログラム事業を実施	福祉局	要綱	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
地域福祉関連	地域福祉活動推進事業	すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できることを目指し、支援を必要とする市民のニーズ発見から社会資源の提供、開発に至る3層5段階の地域支援システムの運営及び、小地域における地域福祉活動推進のための支援を行う。	福祉局	任意			○	
	地域福祉活動推進事業(区)	区レベルの地域支援システム構築のために、区地域支援調整チームの運営を行う。	福祉局	任意			○	
	離職者に対する住宅手当緊急特別措置事業	住宅手当の支給、国への月例報告等、嘱託職員の採用・勤怠管理を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	離職者に対する住宅手当緊急特別措置事業(区)	住宅支援給付事業に関する制度説明・相談対応、大阪労働局との連携、月例報告等の統計資料作成を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	大阪市地域福祉推進指針の策定及び推進	H16.3、H21.3に策定した大阪市地域福祉計画について、H24年度からは「市政改革プラン」に基づき、より区の自律的な行政運営を求められることになったため、大阪府域全体を単位とした1つの「計画」を策定するのではなく、各区の特色ある地域福祉の取組を推進する指針として、「大阪市地域福祉推進指針」を策定し、各区の地域福祉推進を支援している。	福祉局	任意			○	
	福祉ボランティア活動事業	複雑多様化したボランティア活動を円滑に促進するうえで、個別調整するために必要な広域的ネットワークを用いた需給調整及び広報・啓発業務を実施することにより、一層の市民参加を促進し地域福祉の推進を図ることを目的とした委託事業者の公募等	福祉局	任意			○	
	地域福祉活動支援事業補助(大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会補助金)	地域における住民の支え合い・助け合い機能を強化する取り組みを支援することにより、地域福祉活動の推進と社会福祉事業の充実を図り、もって地域福祉の向上に資することを目的とし、大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会に対する補助を実施。	福祉局	任意			○	
	地域生活支援事業	個々の生活を支援するうえで、人とのつながりに基づく地域生活に着目し、地域住民ひとりひとりの自立した生活が可能となるよう、個別の援助とそれに連動した地域の福祉活動の支援を行うため、次の事業を委託して実施。 ・要支援者やその家族の把握・相談・調整・支援 ・相談対応 ・関係機関等社会資源を利用した支援 ・地域住民による地域福祉活動と連携した支援 等	福祉局	要綱	一般市		○	
	緊急援護資金貸付事業	市民が、災害・傷病等により一時的に著しく生活困難に陥り、他の制度によっては早急に資金調達が困難な場合に、緊急に必要な資金(経常的な生活費は除く)を貸付けることにより、経済的自立及び生活意欲等の助長促進を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的とする。 (全民生委員で組織する民生委員児童委員連盟に事業を委託)	福祉局	任意			○	
	債権回収事務	・福祉人材を確保するため将来、本市の福祉施設での従事を希望する者に貸した修学資金 ・同和対策事業の一環として地域住民に貸し付けた生業資金 これら貸付事業を廃止した資金のうち、未回収となった債権の回収及び返還措置に関する事務	福祉局	任意			○	
	地域福祉推進施設整備助成	社会福祉施設等を活用して地域福祉の推進を図る地域ネットワーク委員会活動事業・食事サービス事業を実施するために、施設の整備を行う者に対し、整備に要する経費の補助を行う。	福祉局	任意			○	
	ボランティア功労者厚生労働大臣表彰の推薦	福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものについて、市社会福祉協議会と調整のうえ、厚生労働省あて推薦するとともに、被表彰団体あて贈呈式を実施する。	福祉局	要綱	中核市		○	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業に対し制度利用を促す事務	福祉局	要綱	一般市		○	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務(区)	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業に対し制度利用を促す事務	福祉局	要綱	一般市		○	
	生業資金貸付事務費	生業をおこし、又は生業を続けるために資金の必要な市民に対して低利・簡易な資金の貸付制度として発足したが、各福祉貸付制度の拡充に伴い、一般生業資金については昭和60年3月に新規貸付を停止し、現在は1区(福島区)のみ回収事務を行っている。局では区に対する管理指導等を行っている。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	生業資金貸付事務費(区)	生業をおこし、又は生業を続けるために資金の必要な市民に対して低利・簡易な資金の貸付制度として発足したが、各福祉貸付制度の拡充に伴い、一般生業資金については既に新規貸付を停止し、回収事務のみを行っている(福島区のみ)。	福祉局	任意			○	
	あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理サービス、証書等の預かりサービスを提供する。	福祉局	要綱	指定都市		○	
	要保護障がい者緊急一時保護事業	養護者の虐待により生命や身体に重大な危険が生じている障がい者を一時的に保護する。警察署、区保健福祉センター、一時保護施設は協力しながら生活のあり方について支援を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	要保護高齢者緊急一時保護事業	養護者の虐待により生命や身体に重大な危険が生じている高齢者または、警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を、特別養護老人ホームで一時的に保護する。警察署、区保健福祉センター、一時保護施設は協力しながら身元判明に努め、判明後は家族に引き渡し等を行う。	福祉局	要綱	一般市		○	
	社会福祉実習にかかる業務	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため受入れ依頼があれば、各区保健福祉センターと調整する。	福祉局	任意			○	
	社会福祉実習にかかる業務(区)	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため実習生として受け入れる。	福祉局	任意			○	
	福祉人材養成確保推進事業	・リーフレット及びDVDを用いて、市ボランティア情報センター等との調整のうえ、市内小中学校の総合的な学習の時間を利用し福祉教育を行う。 ・福祉の現状・課題をより深く学習するための発展的教材として福祉読本を作成し、市立中学新2年生に配布。	福祉局	任意			○	
	社会福祉施設従事者表彰等	地域福祉推進や社会福祉事業等に長年従事された方々の功績を称えるための選考、授与の事務。 (1)地域福祉推進功労者表彰 (2)大阪市社会福祉施設等従事者表彰	福祉局	任意			○	
	成年後見利用支援(障がい)	・区からの請求に基づき市長審判請求にかかる申立て費用の配付 ・区からの請求に基づき後見人等に対する報酬助成費用の配付等	福祉局	要綱	一般市		○	
	成年後見利用支援(障がい)(区)	障がい者の市長審判請求にかかる申立て費用並びに後見等報酬助成	福祉局	要綱	一般市		○	
	成年後見利用支援(高齢)	・区からの請求に基づき市長審判請求にかかる申立て費用の配付 ・区からの請求に基づき後見人等に対する報酬助成費用の配付等	福祉局	要綱	一般市		○	
	成年後見利用支援(高齢)(区)	高齢者の市長審判請求にかかる申立て費用並びに後見等報酬助成	福祉局	要綱	一般市		○	
医療費助成(老人、重度障がい者)	老人医療費助成	一定の要件を満たす65歳以上の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。	福祉局	任意			○	
	老人医療費助成(区)	区においては、資格に関する諸届の受理、受給者証交付、支給事務を実施。	福祉局	任意			○	
	重度障がい者医療費助成	一定の要件を満たす重度障がい者の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。	福祉局	任意			○	
	重度障がい者医療費助成(区)	区においては、資格に関する諸届の受理、受給者証交付、支給事務を実施。受給者証交付、支給事務を実施。	福祉局	任意			○	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付事務	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付事務	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業(府社会福祉協議会が実施)に対し、補助金を交付する事務	福祉局	要綱	指定都市		○	
ホームレス対策	生活ケアセンター事業	大阪市内の住居不定者のうち、高齢・病弱等で短期間の保護を要する者等を一時的に入所させ、生活指導等を通じて自立促進を図る。(三徳生活ケアセンター(西成区)、大阪婦人ホーム生活ケアセンター(平野区))	福祉局	要綱	一般市		○	

別表第1-5(任意事務(2. 福祉))